

**持続可能な経済成長・経済再生のためにも  
長時間労働の是正、非正規の処遇改善・格差是正、賃金底上げを  
政府の「働き方改革関連法案」の問題点と改正の方向**

<発言のポイント>

1. 政府が、経済政策の柱として「働き方の問題」を重視していることに賛同する。労働者の状態の悪化こそが、国民経済の沈滞の原因であり、そこからの脱却が早急に必要である。

①実質賃金は1997年をピークにマイナスに転じ、いまだに回復せず。国際的にみて異常。賃金の変動傾向が問題というだけでなく、水準も低い。

②背景には、労働組合の組織率低下だけでなく、不安定な雇用・不合理な処遇格差のもとで働く非正規雇用労働者の増加がある。

③長時間・過密労働、健康への配慮に欠けた夜勤交替制など過酷な労働条件・環境のもとで働き、心身の健康を損なう人、過労死・過労自死に至る人も、後を絶たない。

これでは、消費の活性化も、活力ある労働による企業業績の向上も進まない。働くものの人権の視点だけでなく、経済政策としても、雇用・賃金・労働条件の改善は待ったなし、である。

2. こうしたなか、政府は「働き方改革」を打ち出した。「長時間労働の是正」「同一労働同一賃金・非正規雇用労働者の待遇改善」のメッセージは、労働者におおきな期待を与えている。労働における問題解決には、職場労使の努力だけでなく、労働法制の規制強化や監督行政など、国の関与が必要だからである。

3. しかし、「働き方改革関連法案」は、労働者の期待を裏切る内容となっている。法案は、今のままでは、労働者の命と健康と生活に悪影響をもたらし、持続可能な経済社会の構築にもマイナスとなると考える。期待された改革メッセージと、法案内容のズレはどこからくるのか？裁量労働制と8時間労働制を比較したデータ問題はショックだったが、そこから見えてきたのは、提案している法制度のもとで何が起きるのか、実態を誤認されたまま、法制度論議が進められたのではないか、との疑念である。

「成長と分配の好循環」を実現するためにも、法案は撤回し、働く現場で何が起きているのか、どうすべきかを、労働政策審議会のもとで丁寧に把握し、審議する作業から行うべきと考える。

4. 法案にかかわる問題点は以下のとおり。

(1) 労働時間について

①裁量労働制は、長時間・不払い労働の温床である。労働者の裁量によって早く帰ることができるはずが、そうはならないメカニズムを知っていただきたい。対象業務の拡大はやめ、規制強化を検討すべき。

※ 8時間労働制について「硬直的」との誤解がある。8時間は1日の労働の上限であり、それより早く仕事を終えることは違法ではない。36協定により、8時間を超える時間外労働も可能という柔軟さもある。その際、長時間となりすぎないように、割増賃金というコストでブレーキをかける機能も備えている（ブレーキが不十分なので、上限規制をつけることや、割増率の引き上げが必要だが）。一方、裁量労働制は割増賃金の支払いもせず、長時間労働をさせられる制度。その害悪が活用されるケースが多く、メリットはない。

②高度プロフェッショナル制度は雇用労働者に対して、労働時間規制を外すきわめて危険なもの。労働者保護法制たる労働基準法の趣旨に反し、究極の働かせ放題となるため、撤回すべき。

③時間外労働の上限規制の導入は改善。だが、法案の上限では過労死が発生してしまう。「人が死ぬとわかっている労働時間を合法とするのは殺人」という意見もある。もっと短くするべき。また、長時間が著しい業務・職種の適用猶予・除外も見直すべき。

## （2）同一労働同一賃金と賃金の底上げについて

①同一労働同一賃金という概念が法案になく、従来型の均等・均衡規定の法整備となっている。

②同じ仕事をしている正規雇用労働者と非正規雇用労働者間で、転勤や職務・役割の変化という将来の可能性を理由とした賃金格差をつけることを容認しており、賃金格差は是正されない。法案の見直しが必要。

## （3）最低賃金の抜本改正について

①今の最低賃金では、フルタイム就労しても、自立した生活はできない。これは労働基準法にもとる状態である。

②地域によって最大23%もの格差を設けている。商品・サービスの価格は同じなのに賃金は同じ仕事でも大きな差をつけている。雇用の流出の原因となっている。これは格差是正を課題とする政府の方針にも反するのではないか。

③労働者に保障されるべき最低限の生計費は、地域によって差はないとみている（全労連・最低生計費試算結果）。そして、その額は、時間当たりで表現すれば1500円である。欧州でも、アメリカでも地域によって実現しつつあるその水準を、各地域で確立することを政府の目標とすべき。

## （4）雇用対策法について

①国が行うべき雇用対策の基本は、労働力の需給調整のマッチングと失業した場合の生活保障・転職をささえる職業教育訓練であり、労働者保護法制が従前に機能する状態を守ることである。

②法案では、国の労働施策の基本姿勢を変え、「生産性の向上」を目的に据えている。生産性向上・コスト削減を目的とした経営手法は、多くの名だたる大企業において、品質不正問題などを発生させている。生産性向上は大切だが、労働施策の目的に据えるのは危険。

③また、法案では「非雇用型の働き方」も含めた多様な就業形態を「普及する」としている。これは、雇用を劣化させる恐れがあり、行うべきではない。非雇用型の労働・フリーランスは既に存在しているが、もっとも不安定で厳しい契約条件のもとにおかれる働き方。安易にそれを普及させると、労働市場に悪影響を及ぼす。法案は撤回し、雇用類似の働き方について、いかに労働者保護をかけるかを労働政策審議会で検討するべきである。

以上